

J R 法隆寺駅南側地区測量業務に関する質問への回答

| 質問 |   | 回答   |
|----|---|--|
| 1  | <p>特記仕様書 第116条 地元関係者との交渉等<br/>                     「業務の着手にあたっては、土地所有者及び近隣住民の了解を得ること。」とあるが、受注者がすべての関係者に了解を得るのでしょうか。<br/>                     またその場合、関係者、連絡先等の資料は支給されるのでしょうか。</p> | <p>土地所有者及び近隣住民の了解については発注者が行いますが、必要に応じて、発注者の指示がある場合、受注者はこれに協力するものとします。<br/>                     必要となる資料等については、発注者より提供します。</p>                           |
| 2  | <p>調整額について<br/>                     予定価格積算における諸経費の調整額は1万円未満切り捨ての考え方でよろしいでしょうか。</p>  | <p>予定価格積算における業務価格は、10,000円単位としています。<br/>                     10,000円単位での調整は、諸経費又は一般管理費等で行っています。</p>  |
| 3  | <p>最低制限価格算出について<br/>                     奈良県県土マネジメントの最低制限価格算出方法<br/>                     諸経費×60%（一万円未満切り捨て）<br/>                     の考え方でよろしいでしょうか？</p>                        | <p>奈良県県土マネジメント部の最低制限価格の算定方法（測量業務）を用いて算定しています。</p> <p>最低制限価格＝（「直接測量費の額」＋「測量調査費の額」＋「諸経費の60%」）×（1＋消費税率）<br/>                     ※1万円未満を切り捨て後に消費税を加算。</p> |